

住居表示制度のあらまし

●住居表示制度とは・・・

住居表示が実施されていない地域の住所は土地の番号（地番）をもとにしていますが、番号が順序どおりでなかったり、桁数が多いなど住居や事業所を探すのに不都合があります。

そこで・・・

「住居表示に関する法律」に基づいて町の区域（町界）と町の名称（町名）を整備するとともに、街区ごとに「街区番号」、建物ごとに「住居番号」を順序よくつけ、住居や事業所の住所（所在地）の表し方をわかりやすくするのが住居表示制度です。

（熊本市では昭和40年から事業を進めています）

例えば

〇〇町〇〇〇番地 → 〇〇〇丁目〇番〇号 ^

町の区域

道路・鉄道・河川・水路などを境界として定めます。

町の名称

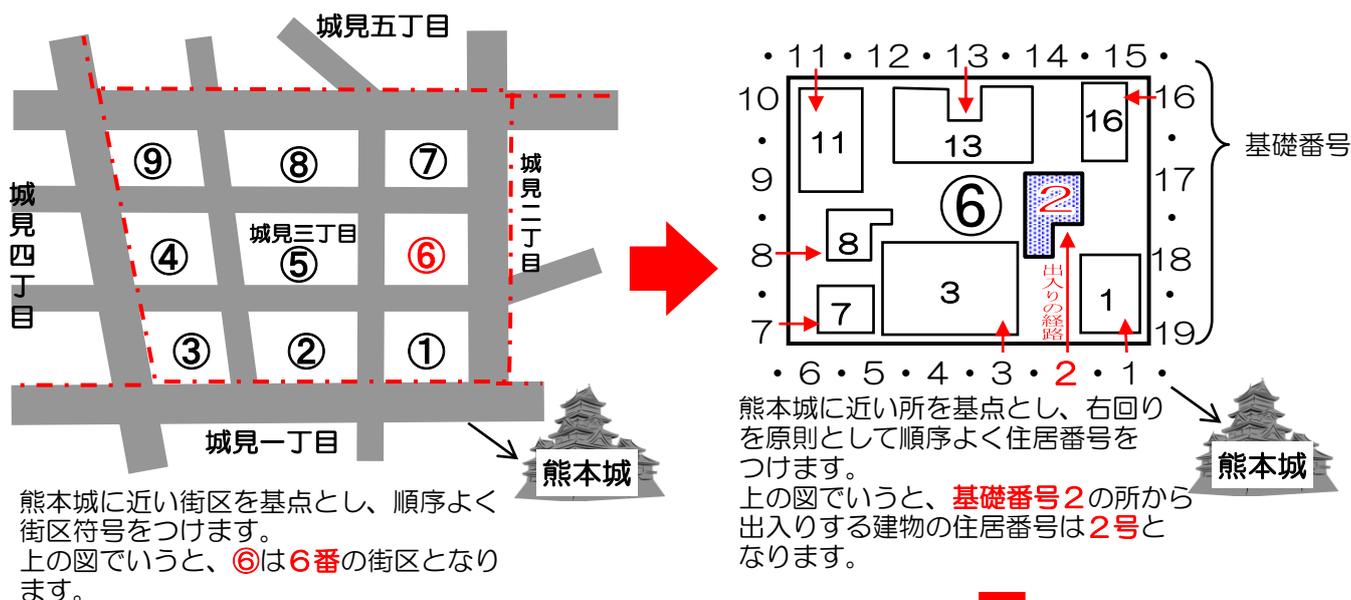
地域の皆さんと協議しながら歴史上由緒あるもの、かつ親しみやすい名称を用いて定めます。

※住居表示を実施しても、小学校区や自治会町内などは変わりません。
※郵便番号が変更になる場合があります。

住所の決め

各街区ごとに「番」・・・街区番号
各建物ごとに「号」・・・住居番号 を順序よくつけます。

※ひとつの町の区域を更に道路や水路などで区切った区画を街区といいます。



住居表示（住所）は

『城見三丁目 6番 2号』

となります。

みなさまへのお願い

◎住所変更の手続きをお願いします

お住まいの地域で住居表示が整備された場合、ご本人に住所変更の手続きを行なっていただくものがあります。主な項目は次のとおりです。

項目	手続きの要・不要	手続き先	手続きの期間	備考
住民票・印鑑登録証明書	不要	—	—	●本市で変更します。
本籍	不要	—	—	●本籍は、筆頭者へ変更の通知があるまで現在のままご使用下さい。変更の際は、戸籍の筆頭者に通知があります。
国民健康保険	不要	—	—	●国民健康保険証は、更新時に新しい住所で記載します。それまでは旧住所のまま使用できます。
児童扶養手当	不要	—	—	●証書は旧住所のままで差支えありません。
年金加入者 ※国民年金	不要	—	—	●本市で変更します。
年金受給者 ※国民年金・厚生年金	不要	—	—	●年金事務所で一括変更をしますので、手続きは不要です。
年金加入者 ※厚生年金・共済年金	要	勤務先	すみやかに	●通知書又は証明書を添えて勤務先に申し出てください。
年金受給者 ※共済年金	要	各共済組合	すみやかに	●共済年金受給の方は、各共済組合にお問合せ下さい。
自動車運転免許証	要	免許センター	更新時で可	●住所の変更には、通知書、証明書又は本人宛の郵便物などの新住所が確認できるものをご持参ください。(コピー不可) ●本籍の変更は、変更通知が届いた後の更新時に変更してください。
自動車検査証	本人または事業主	陸運局ほか	必要に応じて	●所有者・使用者の住所変更 (車検・売却・廃車時など)
預貯金・保険類	//	金融機関 保険会社	約定による	●名義人の住所変更
不動産登記簿	//	法務局	必要に応じて	●登記名義人の住所変更(相続・売買時など)
商業・法人登記簿	//	法務局	本店2週間以内 支店3週間以内	●会社・法人の所在地及び役員の住所変更
各種許認可	//	関係官庁	各法令による	●古物営業、風俗営業、質屋営業など
マイナンバーカード	本人 または 同一世帯の方	各区役所・ 総合出張所	すみやかに	◇ マイナンバーカードを所持されている方が対象 同一世帯の方が代理で手続きする際は、代理人の本人確認書類、本人のマイナンバーカードとその暗証番号(4桁)が必要になりますので、あらかじめご準備ください。

◎新築・建替えの際は住居番号付定申請が必要です

住居表示実施後に新築(建替え)する建物には、住居番号(住所)がありません。そこで、住居番号付定申請により、建物ごとに住居番号を決定します。

※ 住居表示を実施していない区域に建築する場合は、手続き不要です。
※ 改築でも申請を要する場合があります。

◎表示板の取り付けにご協力ください

住居表示実施区域では、建物ごとに住所を表示するためのプレート(小型町名板、住居番号板)を取り付けています。

新築(建替え含む)の場合は、住居番号付定申請の際にプレートをお渡ししますので、建物の見やすい位置に貼り付けをお願いします。

また、各街区の角に、町名と街区符号を表わす街区表示板を取り付けています。住宅の塀などへ取り付けをお願いする場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

お問い合わせ先
熊本市役所 地域政策課 住居表示班
TEL 096-328-2031

城見三丁目

小型町名板

6-2

住居番号板

中央区

城見三丁目6

Shiromi 3-chome
Chuo-ku

街区表示板